

飲食物など販売業者募集要項

1 概要

- (1)設置場所 伊賀市役所 庁舎内1階 北出入口前廊下
(キッチンカーは来庁者用駐車場の一部に設置)
- (2)所在地 伊賀市四十九町3184番地
- (3)目的 伊賀市役所利用者の利便性向上のため、飲食物などを販売すること。

2 内容

- (1)出店月日 令和8年10月1日(木)から令和9年3月31(水)までの平日
※祝日・年末年始など、閉庁日にあたる場合は除く。
- (2)出店時間 希望する曜日の11時00分から14時00分まで
※キッチンカーは9時から準備可能ですが、販売は上記時間に限ります。
- (3)出店店舗 各日 ・庁舎内1階に最大2店舗(1店舗あたり約2㎡)
・来庁者用駐車場に設置のキッチンカー1店舗(駐車場2台分)

3 使用許可条件

- (1)使用料 ・庁舎内1階 出店店舗 300円/日
・来庁者用駐車場 キッチンカー 200円/日
- (2)納入方法 出店期間中の全出店曜日分を、指定の納付書にて期日までに前納で一括納入する。販売業者都合で臨時休業することもできるが、納入済み使用料は返還しない。
- (3)備品 飲食物などを販売するために必要な備品は、販売業者の負担により持ち込みとする。営業のために必要なすべての費用は販売業者の負担とし、配置等を事前に市と協議すること。
また、キッチンカーは、電気設備・排水設備、水道設備は提供できないので、発電機等は販売業者で用意すること。調理に火気を使用する場合、必ず消火器を設置すること。
- (4)空容器等 設置スペースは常に清潔に保ち、清掃や廃棄物処理に係る費用は、販売業者の責任と負担で実施する。また、ゴミ箱を設置することとし、その設置費用及び清掃や廃棄物処理に係る費用は、販売業者の責任と負担で実施する。

4 応募資格

- (1)市内にて営業を許可する公的機関の発行する営業許可証を有する者
- (2)営業許可証に記載された営業の種類が、自動車による飲食店営業である者
→キッチンカー出店の場合に満たす必要があります。

- (3)食品衛生責任者又はそれに代わる資格を有する者
- (4)出店期間の始期において営業許可証の期限が有効である者
- (5)過去３年以内に同種の業務の実績を有している者である者
- (6)保健所が定める、適切な衛生管理と加工（調理等）ができる者
- (7)PL 保険（生産物賠償責任保険）に加入している者
- (8)地方税を滞納していない者
- (9)過去３年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けていない者
- (10)経営不振の状況（破産手続、更生手続、再生手続その他類似の手続の開始決定がなされている、特別清算手続その他の清算手続が開始されている、又は手形取引停止処分となっている状況をいう。）にある者でないこと
- (11)暴力団、暴力団員、暴力団関係企業の関係者その他公益に反する行為をなす者（以下「暴力団等反社会的勢力」という。）でないこと
- (12)暴力団等反社会的勢力又は元暴力団等反社会的勢力が、その名目を問わず資金提供や出資を行い、その事業活動を支配する者でないこと
- (13)暴力団等反社会的勢力又は元暴力団等反社会的勢力をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者でないこと
- (14)暴力団等反社会的勢力又は元暴力団等反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと

5 応募手続き

- (1)応募期間 令和８年９月１日（火）から令和８年９月１４日（月）まで
９時００分～１６時３０分（但し、土・日曜日を除く）
- (2)受付場所 伊賀市四十九町３１８４番地 伊賀市役所本庁舎４階 管財課
- (3)申請書類 ① 行政財産目的外使用許可申請書（第１希望から第３希望まで曜日を記載要）
 - ② 営業許可証の写し
 - ③ 食品衛生責任者の資格を有することが分かる書類の写し
 - ④ 法人登記簿謄本又は個人事業主の場合は住民票（いずれも３ヵ月以内のもの）
 - ⑤ 完納証明書又は納税証明書等の未納がないことの証明（募集要項掲載開始日以降のもの）
 - ⑥ PL 保険（生産物賠償責任保険）証書の写し
 - ⑦ 販売車写真画像（車幅、車高を記入）→キッチンカーの場合必要

※申込書類等の提出は、受付場所へ持参するものとし、郵送による受付は行いません。

※応募期間終了後の応募は受付できません。

※令和２年４月１日より栄養成分表示が義務化されたことから、保健所で記載の要否について確認後に提出してください。

(4)提出部数 1部（応募に要する費用は、応募者の負担とする。）

なお、提出された書類については非公開とし、提出された書類は返却いたしません。

6 出店許可

(1)販売業者については、応募資格等に基づき適否を審査し、各曜日について庁舎内1階に最大2店舗、来庁者用駐車場にキッチンカー1店舗までを決定します。複数の応募者により希望する曜日が重複し、最大出店数を超える場合は抽選にて決定します。抽選の対象となる応募者には個別に連絡しますので、下記日時・場所にて行う抽選会への参加をお願いします。

※抽選日時：令和8年9月18日（金）15時00分

抽選場所：伊賀市四十九町3184番地 伊賀市役所本庁舎4階 401会議室

(2)決定となった販売業者には、許可書と納付書を送付します。

(3)販売業者が使用料等を滞納又は公序良俗に反する使用をした場合には、使用許可を取り消します。その他、酒類、消費期限が切れている飲食物又はそれらで調理したもの、及び当市が不適当と判断したものを販売した場合は、販売業者と協議を行い、改善が認められない場合は使用許可を取り消します。販売業者が許可の取り消しを受けた場合において、販売業者に損害が生じて、市は一切その責めを負いません。

7 損害賠償

(1)販売業者はその責めに帰する理由により、庁舎施設の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。ただし、庁舎施設を現状に回復した場合はこの限りではありません。

(2)販売業者は、出店場所の使用に当たり、伊賀市又は第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任でその損害を賠償しなければなりません。

(3)販売の実施に当たり、販売業者又は販売業者の従業員に損害を生じて、市は、その責めを負いません。

8 定めのない事項等の処理

この募集要項に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、法令（伊賀市の条例、規則等を含む。）の定めるところによるもののほか、市と販売業者の協議の上処理するものとします。

9 問い合わせ先

〒518-8501 伊賀市四十九町3184番地 伊賀市財務部管財課

TEL：0595-22-9610 FAX：0595-24-2440